



月刊Eニュースレター

Vol 1 第5号

2020年10月

ボトムライン

目次

直接税 2

間接税 3

会社法及び関連法 4

CFOの展望 5

M&A 5

弊社ニュース 6

用語集 7

当社概要 8

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	38,068	-1.45%	▼
NSE NIFTY50	11,248	-1.23%	▼
NASDAQ Composite	11,168	-5.16%	▼
NIKKEI 225	23,185	0.20%	▲

Currency 通貨

USD/INR	73.56	-0.42%	▼
EURO/INR	86.20	1.42%	▲
GBP/INR	95.03	2.97%	▲
JPY/INR	0.70	-0.95%	▼

Note: The month-on-month movement as on September 30, 2020 is represented in percentages
Source: Yahoo Finance, Investing.com



直接税

通知・通達

悲対面での申立てスキームを発表

税務手続きの透明化推進の一環として、CBDT (直接税中央委員会)は申立てを非対面で実施するスキームを発表しました。データ分析とAIを利用することで、非対面スキームは電子的に案件を処理し、通知を発し、当事者の主張を受理し、最終的に申立てに対する応答通知を発することを可能にする見込まれています。このスキームは現段階では、重要な不正、重大な脱税、細かくて調査が必要な案件、国際税務、ブラックマネーに関するものを除き、全ての案件に適用されます

*Notification No. 77/2020/F.No.
370142/33/2020-TPL and Press release
by CBDT dated September 25, 2020*

AY2019-20に関する所得税の申告の期限がさらに延長

AY2019-20に関する過年度の納税の期限が2020年9月30日までに延長されていましたが、更に2020年11月30日まで延長されました。

*Order F. No. 225/150/2020 ITA-II
dated September 30, 2020*

電子商取引に対するTDS及び物品の販売に係るTCSに関してガイドライン発表

CBDTは1940条に則って電子商取引事業者に適用されるTDS(源泉徴収税)及び、206C条(1H)に関してガイドライン/説明を発表しました。これらは2020年10月1日から発効するものです。このガイドライン/説明は各種証券取引所、国外航空業者に提供される燃料に関するTDS /TCS等に関するものです。

*Circular no. 17/2020-CBDT dated
September 29, 2020 and Press Release
dated September 30, 2020*

司法判断

純粋な借入れでは利息費用は損金算入の対象となりません

借入れが純粋なものであると認められた場合に、利息のレートが根拠なく高いことや査定対象者自身が元本に対して低いレートの利息しか徴収されなかったことを理由として利息費用を損金不算入することは、税務官が判断できるものではありません。利息費用を損金算入の対象とするための主要な評価項目は借入れが真正で事業目的であったか否かという点です。

DLF Limited (ITAT Delhi)

課税免除所得を得るために負担された費用のみが損金不算入の対象となります

14A条によると、課税対象でない所得を得るために実際に負担されたと証明された所得のみが損金不算入の対象となります。

*Celebrity Fashion Ltd (Madras
High Court)*

控除額の推計の時点で発見されなかった隠蔽への罰則

単に税額の推計をただけで損金不算入が考慮されなかった場合には所得の隠蔽に関する罰則は適用されません。収入が査定対象者の積極的な隠蔽の行為を構成する必要があります。

*Ehara Engineering Pvt. Ltd
(ITAT Mumbai)*

移転価格の比較対象の選択は前年度からされる必要

独立当事者間価格の決定のための比較対象及び基準の算定は前年度からなされる必要があります。1つの年度の比較可能性は自動的に将来の年度

CBDTは2020年度の非対面の申立てスキームを発表

電子商取引に対するTDS及び物品の販売に係るTCSに関してガイドライン発表

移転価格の比較対象の選択は前年度からされる必要



に延長されるものではありません。

*Elcome Technologies (P.) Ltd.
(ITAT Mumbai)*

間接税

通知・通達

電子請求書が2020年10月1日より有効に

従業員に対する旅費の請求は非課税

MEIS 撤回は2021年1月1日より有効に

GSTR-9及びGSTR-9Cの申告期限延長

年次の取引状況の申告書であるGSTR-9及びこれと監査報告書との一致に関する申告書であるGSTR-9Cに関して、FY 2018-19のものの申告期限が2020年9月30日から10月30日まで延長されました。

Notification No. 69/2020-Central Tax dated September 30, 2020

電子請求書に関する条項

電子請求書(E-invoicing)が2020年10月1日より発効します。重要な条項は以下の通りです。

- 電子請求書は全てのB2B取引に適用される必要があります。また、適用対象としてはFY 2017-18以降の会計年度のうちいずれかで年間総売上がINR 50億ルピー以上という基準が適用されます。

Notification No. 70/2020-Central Tax dated September 30, 2020

- B2C取引における“Dynamic QR Code”の要求は2020年10月1日から12月1日まで延期されました。

Notification No. 71/2020-Central Tax dated September 30, 2020

- 電子請求書が適用される場面では物品の移動中に請求書の原本は要

求されません。そしてIRNを含んだQRコードが適当な税務官による承認のために発行されることとなります。

Notification No. 72/2020-Central Tax dated September 30, 2020

デビットノートとクレジットノートのインボイスとの対応を解消

複数のインボイスに対して1つのデビットノートまたはクレジットノートを発行することが可能となります。これに対応する変更が還付の際の手続きでも可能となります。

GSTN updates

MEISの便益

MEISは2021年1月1日より、撤回されることとなります。そして、2020年9月1日以前に輸出を行なっていなかった者又はこの日より後にIEC登録をした者に関してはこのスキームの利益を享受することはできません。

Notification No. 30/2015-2020-DGFT dated September 1, 2020

裁判所判断/ 先行規定

ローン取引における懲罰的利息への課税

ローン取引における懲罰的利息の徴収は「一定の行為をしない場合、行為や状況を黙認した場合又は一定の行為をした場合に義務を課されることへの同意」として課税対象となる者ではありません。これは利息の一部として同様に課税標準から控除されることとなります。

M/s Bajaj Finance Limited (AAAR Maharashtra)

従業員に対する旅費の請求

使用者が従業員に対して旅客サービスを提供した場合で一回払いにて代金が徴収された場合、そのようなサービスの提供はGST法のもとで課税対象となるものではありません。このような取引は使用者-従業員間の関係性に基づく性質のものであり、CGST法のSchedule IIIの元で定められるサービス等の供給にはあたりません。しかしながら、仕入税額控除については、実際に負担した費用を上限として、使用者が利用でき、従業員から徴収された不足額には適用されません。

M/s Tata Motors Limited (AAR Maharashtra)

申立てを提出するための期間の制限

当局からのGSTの還付請求を拒絶する通知に対する不服申立ての期間の制限は当該通知がGSTポータルサイトにアップロードされた時から算定が開始します。通知のコピー原本が申立人に対してなされた日付は期間の制限の算定の際には考慮されません。

Gujarat State Petronet Limited v. Union of India (Gujarat High Court)

還付請求を棄却する通知の保留

本件では査定対象者の還付請求を棄却する通知が受理されました。その後査定対象者により、SCNに対して異議申立てが提出されました。当局より、その異議申立てに対して詳細な返答がなされませんでした。このような通知は「根拠のない通知」として保留されます。

M/s Jay Jay Mills (India) Pvt Ltd v. The State Tax Officer, Tirupur (Madras High Court)

会社法及び関連法

2020年(改正)会社法の導入

2020年(改正)会社法は2020年9月28日に首相の審査を受けました。重要な改正事項は以下の通りです。

- 会社法の規定の刑事罰の削減及び罰則の削減
- listed company(上場企業)から特定の分類の証券を発行する企業の除外
- National Company Law Appellate Tribunal (インド会社法上訴裁判所)をニューデリーに設立
- CSR義務の支出が500万ルピー以下の企業についてはCSR委員会を組織する要求を緩和
- 利益が不十分な、又は利益がない企業について、執行取締役又は独立取締役が報酬を得ることを許容

Ministry of Law and Justice S. No. 54 dated September 28, 2020

臨時株主総会に関するVC/ OAVM 機器を用いることができる期間の延長

会社が臨時株主総会をVC / OAVM その他の器機を用いて臨時株主総会を実施できる期間が更に延長され、2020年12月31日まで可能となりました。

General Circular No. 33/2020 dated September 28, 2020

解決スキームの延長

2020年Companies Fresh Start Scheme及び2020年LLP Settlement Scheme が2020年12月31日まで延長されました。これは会社やLLPがMCAに対して提出し損ねていた申告書の提出を追加の費用なく認めるものです。

General Circular No. 30/2020 and 31/2020 dated September 28, 2020

2020年(改正)会社法による刑事罰及び罰則の削減

特定の解決スキームの利用期限を2020年12月31日まで延長



CFOの展望

労働法の改正が発表

小切手の支払いの再確認のために「Positive Pay System」をRBIが導入

3つの労働法改正案が首相の承認を経て発表されました

中央政府は3つの労働法の法律案を発表しました。それらは2020年Social Security Code(社会保障法案), 2020年Occupational Safety, Health and Working Condition Code(職業上の安全, 健康, 及び労働環境に関する法律案),そして2020年Industrial Relation Code(産業関係法案)です。他の法律に先立ってこれらの法律案によって統合されることとなる現行の法律は以下の通りです;工場法, 産業紛争法, 労働組合法, 鉱業法, 従業員積立金法, 州ごとの従業員保険法, 最低賃金法, 出産支援法。より簡便な解雇基準, 契約社員を雇うための柔軟性, 期間社員及び契約社員や移民労働者への平等な社会保障などとともに現存する労働法の条項の多くが合理化されて来ました。この改正は使用者に対するコンプライアンスの負担を減らすことを目的としてなされました。政府は法律案をいつから有効とするかについてはまだ決定をしていません。

小切手の支払いの再確認のために「Positive Pay System」をRBIが導入

小切手に関する不正を視野に入れて, RBIは, 「Positive Pay System」を2021年1月1日より導入しました。このシステムの下では, 5万ルピーを超える小切手の発行者は電子的な方法で特定の情報を提出することが求められます。特定の情報の中には小切手発行日, 受益者の名前, 受領者, 金額等の情報が含まれます。

合併と吸収

2020年度上半期のM&A情報

この会計年度はM&A業界にとってはインドにとっても世界的にも最悪のニュースから船出しました。多くの国で厳しいロックダウンが敷かれる中, 売り手も買い手も予測不能な状況下におかれました。案件を成立させる場面でこれ以上に不吉な兆候はないという状況でした。

2020年4月の合計のM&A及びPE案件の総額は, 2019年4月より37%, 2020年3月より22%減少したとの報告がなされました。しかし, 2020年5月には, (JioのPE案件を除いて)2019年5月より16%, 2020年4月より25%成長しました。

現在のトレンド及びマーケットの状況を見ると, キャッシュに余剰がある大企業は拡大又は/及び多様化の推進の一環として価格の下がったディールを得ようと探しています。資金力のあるプライベートエクイティファンドは今後事業会社と手を組み吸収合併を行う可能性があります。

インドのスタートアップ業界の中では「Aqui-hiring(雇用のための獲得)」というトレンドは今後も加速する見込みです。これはスタートアップ企業が主に人の獲得のために買収されることを指します。海外からの製品, 技術そして顧客の獲得を望むインド企業からの大きな支持は期待されます。

マーケットではグローバルビジネスのバリュエーションが歴史的な落ち込みを見せたことで, インドのIT企業がクラウド, データ, ビジネスプラットフォーム空間の分野においてインド国外からの買収の機会を得るという流れに繋がっています。

インドでは大多数がいかなる健康保険にも加入していないという実態があり, このような危機があることで健康保険に加入するという志向が高まり, 保険セクターにおいて, M&A案件が増加することが見込まれています。

COVID-19の影響による最悪の事態が過ぎ去ったということは難しいものの, M&Aの分野では回復の兆しが見られています。今回の危機は十分な根拠のあるバリュエーションへの期待を高め, これにより算定された価値を買収する動きは月を追うごとに加速しています。



弊社ニュース



ウェビナー

インドでのビジネスを考える
2020年9月3日

講演者:野口覚司(SCS Global),
河野一治(Corporate India 社アドバイザー)
本件ウェビナーはインドでのビジネス機会を伺う日本企業に向けて, 全編日本語にて, 横浜インドセンターとJETROとの共催でなされました。

インドでビジネスを開始するための重要な考慮事項
2020年9月10日

講演者:野口覚司(SCS Global),
河野一治(Corporate India 社アドバイザー),Rajesh Pandya(KAI 代表取締役)
本件ウェビナーは横浜インドセンターとJETROとの共催でなされ, 全編日本語にて, インドでのビジネスを行うためのより細かい部分に切り込みました。

資金調達とGST—知っておくべきこと
2020年9月25日

講演者:Basavaraj Nishani (会計及びビジネスアドバイザー部門及び間接税部門 準取締役)
IKP Knowledge Parkに招待されてなされたもので, 取り上げられたトピックは「GST法のもとにおけるスタートアップの未来」というものでした。

パートナーの記事

GSTにおいて期待される5つの重要な変更
2020年9月1日

著者:Sundeep Gupta(会計及びビジネスアドバイザー部門及び間接税部門 パートナー)
本件記事はTaxsutraのGSTポータルにて発表され, GST開始から3年経った現在, なお変更が期待される5つの重要事項について取り上げました。

ビデオ会議の芸術
2020年9月2日

著者:Ajay Sethi (代表取締役)
本件記事はTaxmannにて発表され, ビデオ会議を強力なビジネスのツールとして用いるにはどうすれば良いかということを強調しました。

責任を負うSMPペースメーカー
2020年9月11日

著者:Himanshu Srivastava(ビジネスアドバイザー部門パートナー, アーメダバード事業統括)
本件記事はACCAにて発表され, 世界中の中小企業によるCSR活動に関する報告に関してインタビューをされました。

企業継続の前提の基本
2020年9月28日
著者:Sivarman V(監査部門シニアマネージャー)

本件記事はTaxsutraにて発表され, 企業継続の前提に関する考え方及び手順について取り上げました。

弊社では「Road to Recovery(回復への道しるべ)」というパネルディスカッションのシリーズを行うことを決定しました。ここでは会社が戦略を再度練り直すために必要な5つの重要な考慮事項について取り上げます。各パネルディスカッションでは各業界の著名人が道筋, 戦略, 将来の計画について議論を交わします。



用語集



AAR

Authority for
Advance Ruling

AAAR

Appellate Authority
for Advance Ruling

AI

Artificial
Intelligence

AO

Assessing Officer

AY

Assessment Year

CBDT

Central Board of
Direct Taxes

CGST Act

Central Goods and
Services Tax Act,
2017

COVID-19

Coronavirus
Disease 2019

CSR

Corporate Social
Responsibility

CSR Committee

Corporate Social
Responsibility
Committee

EGM

Extra- Ordinary
General Meeting

FY

Financial Year

GST

Goods and
Services Tax

ITC

Input Tax Credit

ITAT

Income Tax
Appellant Tribunal

ITR

Income Tax Return

LLP

Limited Liability
Partnership

M&A

Mergers and
Acquisitions

MCA

Ministry of
Corporate Affairs

MEIS

The Merchandise
Exports from India
Scheme

OAVM

Other Audio-
Visual Means

PE

Private Equity

RBI

Reserve Bank
of India

SCN

Show Cause
Notice

TCS

Tax collected at
Source

TDS

Tax deducted at
Source

u/s

Under section

VC

Video Conference



お客様からのご意見は大変貴重な
ものです。お気付きの点がございましたら
ご連絡をおねがいいたします。
連絡先: editorial@asa.in

当社概要

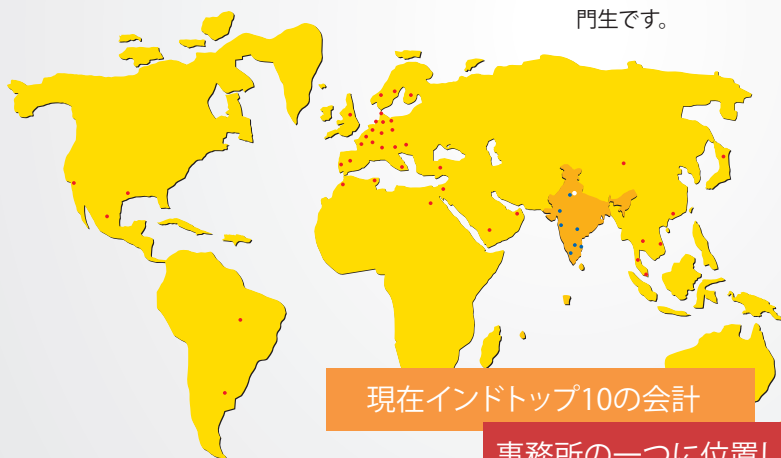
弊社は企業戦略、監査、税務専門家、金融及び市場解析等全てのサービスを提供致します

サービス

- 会計とビジネスサポート
- 監査
- ビジネスアドバイザー
- 税務
- トランザクションアドバイザー

地域ごと特性及び分野ごとの専門に特化したチームが組織され、専門的知見と経験を豊富に有するリーダーがこれを率いています。そして、インド全土に質の高いサービスを提供することが可能です

弊社の強みは人、プロセス、そして専門生です。



ASA & ASSOCIATES LLP



本社

ニューデリー
Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

アーメダバード
306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

バンガロール
Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

チェンアイ
Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers, New Number 177
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

グルガオン
Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

ハイデラバード
Ammaram Unnathasan Reddy Tower
H No 1-11- 301/3 Ground Floor
Gagan Vihar Begumpet
Hyderabad 500 016 INDIA
T +91 40 2776 0423

コチ
Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

ムンバイ
68 Filmcenter
C-34 Third Floor
J Dadaji Road Tardeo
Mumbai 400 034 INDIA
T +91 22 4921 4000

全国的な提携オフィス
チャンディガール、コルカタ、プネ、ヴィジャカーバットナム、ネパール

www.asa.in

700 人のプロフ
ェッショナル社員

6000
の顧客

60 +
ヶ所の事務所

32 人のパートナー
及びディレクター

29 年の
経験

インド国内で8ヶ所の重要拠点にパートナー事務所があります。

インド国内の18ヶ所と海外で提携する6ヶ所の拠点が一緒になってグローバル基準とロカールの専門的知見を提供致します。



免責事項: この資料の情報は確実に精査されすべての情報が信頼できる情報源に基づいており、正確です。ただし、この資料は法律、税務、会計にその他に専門的な助言を提供するものではありません。特定の問題に対する対応を開始する前に適切な相談を受けることをお勧めします。